# 大庄西中学校跡地活用に向けた社会実験等運営支援業務委託仕様書

### 1 委託名称

大庄西中学校跡地活用に向けた社会実験等運営支援業務委託

#### 2 委託目的

安全・安心のまちづくり、市民との協働によるまちづくりを進めるにあたって、都市公園は、新たなコミュニティ醸成の場として、また、まちの活性化や賑わいづくり、自然や緑との触れ合いの場として、多面的なポテンシャルを秘めた貴重な公共空間と捉えている。

とりわけ、大庄地域の中心に位置する(新)南の口公園は、近隣に住む子育て層をはじめとした住 民の憩いの場として、活用が期待されている。

こうした中、令和4年度に実施した大庄西中学校跡地活用に向けた意見交換会(以下、「意見交換会」という。)において、公園やコミュニティスペースのイメージパース・ゾーニング・動線計画・施設整備イメージが、とりまとめられた。

今後においては、令和5年度から令和6年度にかけて、意見交換会の中で出た公園及びコミュニティスペースで実施したい活動内容について、意見の多かった活動内容を優先し、社会実験を行う中で、実現可能性の検証を行うとともに、近隣住民や実際に社会実験に参加したプレイヤー(公園等で活動する人・団体)の意見等を踏まえ、公園等を利用するにあたって具体的に必要となるインフラ(トイレ・水道・電気等)整備についても検討し、その結果を公園の基本・詳細設計に反映していく。

また、(新) 南の口公園は、官民連携による協働型公園及びコミュニティスペースの実現を目指しており、協働型公園及びコミュニティスペースを運営する担い手の発掘等は不可欠であることから、当該業務を通じて、社会実験に参加したプレイヤーを組織化し、(仮称)「(新) 南の口公園で何しよう?」実行委員会の立ち上げに向けた取組への支援を行う。

### 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

なお、令和6年度については、業務の特性上、単年度だけでなく、より長期の視点で取組を進める 必要があることを考慮し、業務実施状況等が良好であると認められる場合、プロポーザルを行わず、 委託契約を継続する。

ただし、令和6年度の予算が議会の議決を得られないときは契約しない。

# 4 委託業務内容

受託事業者は、次に掲げる業務を担うこととし、委託契約時に市と業務受託者双方の協議により確定する。業務内容に留意し、最低限、必須条件を満たしたうえで、よりよい提案をすること。

また、当該委託業務を通じて、協働型公園やコミュニティスペースの利活用に関わる人や担い手の 拡大につなげること。

## (1) 社会実験実施場所

ア 大庄西中学校跡地(会場使用料は不要)

\*現在、更地であり、使用できる電気・水道・トイレなどのインフラはないことから、社会実

験中は、受託事業者において、必要に応じて手洗い場、トイレ、電源など必要なインフラは仮 設のものを設置すること。

### (2) 社会実験の事前準備

- ア スケジュール策定
- イ 社会実験実施にあたってのルール策定
- ウ 社会実験の企画案、各種資料作成
- エ 社会実験参加者の募集方法の企画及び広報の実施(チラシ・ポスターの作成を含む。) 参加者の募集については、基本的に本市で行うこととするが、市に対し協力・支援を行うこと。
- オ 社会実験参加者との調整会議

社会実験の企画案について、社会実験参加者と意見調整等を行うこと。

\*会議場所については、大庄北生涯学習プラザ内とする。(会場使用料は不要)

カ 社会実験の準備(必要な資材の調達、損害賠償保険などを含む。)

### (3) 社会実験への支援

ア 開催時期は、概ね9月から1月頃までの間とする。

なお、開催回数については、概ね4回程度とし、曜日、時間帯は、社会実験の内容や参加者の 負担等を勘案し、設定する。

イ 社会実験実施にあたっての市民等への周知 (チラシ・ポスターの作成を含む。)

事業実施にあたり、基本的には本市で行うこととするが、市民等へ十分な周知が図れるよう市に対し協力・支援を行うこと。

ウ 社会実験実施後のアンケート調査・分析検証・報告

社会実験参加者、近隣住民、公園やコミュニティスペース利用者へのアンケート調査を行い、 分析検証し、報告すること。

# (4) 社会実験参加者への伴走支援

- ア 参加者間の意見調整や疑問等についてアドバイスを行うこと。
- イ 参加者全員が社会実験に積極的な参加ができるよう働きかけを行うこと。
- ウ 参加者全員が地域における多様な主体(尼崎市社会福祉協議会、活動団体等)と連携・協力して、事業目的に達することができるよう社会実験の運営を行うこと。
- エ これまでの知験やノウハウを活かした協働型公園及びコミュニティスペースの実現に向けた 社会実験を行うほか、その結果を地域へ市と共同で報告すること。(必要に応じ動画等を活用し、 配信すること。)

### (5) 社会実験実施にあたっての資料等の作成

社会実験で使用する資料について、内容等を事前に本市と協議のうえ、作成するとともに、本市との会議内容については、受託者において議事録を作成すること。

(6) 社会実験実施に係るポスター、チラシのデザインの作成・印刷 社会実験実施にあたり、効果的な周知を図ることができるようポスター、チラシのデザインを作 成・印刷すること。なお、デザインの作成にあたっては、事前に市と十分に協議を行うこと。

## (7) 社会実験の報告書

社会実験実施後は、都度、速報版と詳細版を作成すること。

また、本市に報告書として提出する際には、業務実施上の課題、公園等の活用における課題などの内容を取りまとめること。

なお、当該社会実験は、今後別途発注予定の公園設計業務等につながっていくことを留意したうえで、報告書に盛り込むこと。

# (8) (仮称)「(新) 南の口公園で何しよう?」実行委員会の担い手の発掘・組織化

協働型公園及びコミュニティスペースを官民連携で、運営していくにあたり、参加者同士の連携 や、課題解決に向け、主体的に行動するきっかけづくりを行い、担い手の発掘や運営団体の組織化 に向けて支援すること。

# (9) 追加の運営手法等の提案

その他、社会実験の運営を進めるうえで、追加の手法等提案があれば、企画提案書に具体的に記載し提案すること。ただし、追加提案は必須ではない。

# 5 業務責任者等

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、氏名及び実績(市民参加型の協働の取組実績等)をあらかじめ報告すること。あわせて、業務従事者についても氏名を報告すること。また、業務責任者及び業務従事者の変更があった場合も同様とする。

# 6 業務実施における連絡・協議

業務に際しては、契約締結以降、本市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

### 7 業務の一括再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではない。(この場合、本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第4号に規定するこれらと密接な関係を有する者(以下、「暴力団等」という。)に委託し、又は請け負わせてはならない。)

### 8 委託料 (限度額)

7,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

#### 9 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いとする。

## 10 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### (2) 個人情報の保護

業務受託者は、法令及び本市個人情報の保護に関する法律の規定を順守し、かつ本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託契約期間終了後においても、同様とする。

## (3) 損害賠償責任

業務受託者が本業務の実施に際し、本市又は第三者に損害を与えた場合等にあっては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

#### (4) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、本市に起因するものを除き、全て受託者の責任として補償対応を行うこと。

# (5) 成果品に関する事項

当該委託事業に基づき、納品した成果品については、製本化したものを4部、電子データ化した ものについては1部を市へ提出すること。なお、成果品にかかる著作権は本市に帰属する。

# (6) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要のない素材、あるいは必要な処理手続きを 行った素材を使用する。

# 11 その他

- (1) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、受託事業者の責任において行うこと。
- (2) その他仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託事業者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

# 12 問い合わせ先

尼崎市 総合政策局 大庄地域課

 $\mp 660 - 0076$ 

尼崎市大島3丁目9番25号

電話:06-6419-8221

FAX : 06-6419-8226

電子メール: ama-osyo-chiiki@city. amagasaki. hyogo. jp

担当:城後 (以 上)